

不当な要求を跳ね返せ!

# 常識として押さえたい 「下請法」の基礎知識

下請事業者に対する親事業者からの「代金の減額」や「支払いの遅延」等の行為は、「下請法」に違反するおそれがあります。下請事業者が把握しておきたい下請法の概要を紹介します。

鈴木謙吾法律事務所 弁護士  
鈴木謙吾

下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます）は、親事業者がその有利な立場を利用して行なう不正な取引を規制し、下請事業者の利益を確保することを目的としています。

そもそも下請法が制定されたのは、それまでの下請取引において、親事業者が下請事業者に対して口頭で発注する

・取引の条件を明確に定めぬ  
・代金支払時に親事業者が一方的に下請事業者に対して不利な条件を強制する  
などといったケースが見受けられ

たからです。

下請法では、そうした親事業者からの不正な取引を規制し、下請事業者を保護するために、親事業者に対する義務と禁止事項を定めています。ここでは、下請法の概要についてみていきます。

## 下請法の適用条件とは

下請法は、「親事業者」と「下請事業者」との「一定の内容の取引」を特定し、そこで行なわれる不当な行為を規制します。

具体的には、図表1のように、「取引の内容」と「事業者の資本規模」が定められており、この両方の条件に合致した場合に適用されます。

## 取引の内容

下請法の対象となる取引とは、次のようなものを指します。  
①製造委託（二条一項）  
②修理委託（二条二項）  
③情報成果物作成委託（二条三項）  
④役務提供委託（二条四項）  
①製造委託と②修理委託は、物の製造・修理を委託する取引を

いいです。そして、③情報成果物作成委託の「情報成果物」とは、次のようなものです。  
・プログラム（テレビゲーム、パソコンソフト等）  
・映画・放送番組等  
・デザインや設計などの文字・図形・記号・色彩の結合物等（ポスターのデザイン、雑誌の広告等）  
また、④役務提供委託の「役務（サービス）」とは、法律上ではその種類が定められていませんが、貨物の運送やビルメンテナンスなど幅広い役務が対象となります。

なお、建設業法上の建設工事は、適用の対象外となっています（二条四項）。

## 事業者の資本規模

下請法の対象となる親事業者・下請事業者とは、先ほどの四種類の取引内容に応じ、その資本規模の差によって判断されます（二条七項、八項）。

つまり、下請法では、単に「請事を委託している」、または「請け負っている」というだけでな

図表1 下請法の対象となる取引と事業者

①物品の製造・修理、政令で定める情報成果物作成・役務提供委託*	
親事業者	下請事業者(個人を含む)
資本金3億円超	→ 資本金3億円以下
資本金1,000万円超3億円以下	→ 資本金1,000万円以下
*政令で定める情報成果物作成委託…プログラム作成 政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理	
②情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）	
親事業者	下請事業者(個人を含む)
資本金5,000万円超	→ 資本金5,000万円以下
資本金1,000万円超5,000万円以下	→ 資本金1,000万円以下

図表2 親事業者の禁止事項

禁止事項	概要
①買いたたき	類似品等の価格または市価に比べて著しく低い下請代金を定めること
②受領拒否	注文した商品等の受領を拒むこと
③返品	受け取った商品等を返品すること
④下請代金の減額	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
⑤下請代金の支払遅延	商品等の受領後60日以内の定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと
⑥割引困難な手形の交付	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
⑦購入・利用強制	親事業者が指定するもの・役務を強制的に購入・利用させること
⑧不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
⑨不当な給付内容の変更および不当なやり直し	費用を負担せずに注文内容を変更、または商品等の受領後にやり直しをさせること
⑩報復措置	親事業者の不正な行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、下請事業者に対して不利益な取扱いをすること
⑪有償支給原材料等の対価の早期決済	有償で支給した原材料等の対価を、下請代金の支払期日より早い時期に支払わせること

\*公正取引委員会のホームページをもとに作成

く、親事業者と下請事業者との資本の額に一定の差がある場合に適用されるわけです。

## 親事業者に課せられる義務

親事業者には、下請取引の公正と下請事業者の利益を保護するために、次の四つの義務が課せられます。

- ①書面の交付義務（二条三）  
発注の際は、直ちに書面（三）書面）を交付すること
- ②支払期日を定める義務（二条の二）  
下請代金の支払期日を商品等の受領後六〇日以内に定めること
- ③書類の作成・保存義務（五条）  
下請取引の内容を記載した書類

を作成し、二年間保存すること  
④遅延利息の支払義務（四条の二）  
支払いが遅延した場合は遅延利息を支払うこと

これら四つの義務のなかでも、特に①と③が重要であることから、公正取引委員会規則によって記載すべき事項が具体的に定められています。

これは、口頭による取引はトラブルが生じやすく、下請事業者が不利益を受ける可能性が高いことが考慮されています。

なお、①の書面と③の書類に記載すべき具体的な事項は、公正取引委員会のホームページで確認できます。

(<http://www.jftc.go.jp/sitake/yoyagimuhm>)

## 親事業者に対する禁止事項

親事業者については、図表2のように、禁止事項として一一項目が定められています（四条一項、二項各号）。

これらの行為は、たとえ親事業者が下請事業者から了解を得ていたり、親事業者が違法だと気づかない場合でも、下請法に違反する